

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催に関する事務

(警察庁生活安全局保安課)

1. 制度の概要

都道府県公安委員会は、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者等を受講者として、猟銃及び空気銃の所持に関する法令並びにそれらの使用、保管等の取扱いに関し必要な知識を習得させるための講習会を開催することとされているところ、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習会に関する事務を、適正な狩猟又は標的射撃の普及及び発達に関する業務を行う者で、国家公安委員会が指定するものに行わせることができることとされている。

2. 指定、登録等の基準

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)

(猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会)

第5条の3 (略)

2・3 (略)

4 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、第1項の講習会の開催に関する事務の一部を政令で定める者に行わせることができる。

銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)

(講習会の開催に関する事務の委託)

第19条 (略)

2 法第5条の3第4項の政令で定める者は、適正な狩猟又は標的射撃の普及及び発達に関する業務を行う者で、国家公安委員会が指定するものとする。

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則(平成21年国家公安委員会規則第11号)

(指定の基準等)

第1条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号。以下「令」という。)第19条第2項又は第31条第2項の規定による指定(第8条までにおいて単に「指定」という。)は、指定を受けようとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)の申請に基づき行うものとする。

2 指定の基準は、次のとおりとする。

- 一 令第19条第1項又は第31条第1項に規定する事務(以下「講習事務」という。)の実施に関し、適切な計画が定められていること。
- 二 講習事務における指導を適正に行うため必要な知識及び技能を有する者(以下「講師」という。)が置かれていること。
- 三 講習事務を適正かつ確実にを行うため必要な経理的基礎を有すること。
- 四 講習事務以外の業務を行っているときは、当該業務を行うことにより講習事務が不公正になるおそれがないこと。

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
社団法人 大日本猟友会	昭和41 年1月	東京都千代田区九段 北3丁目2番11号 (03-3234-8080)	適正な狩猟の普及及び発達に関する業務を行う者であって、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習に関する事務を適正かつ確実にを行うことができると認められたため。
社団法人 全日本狩猟倶楽部	昭和41 年1月	東京都豊島区巣鴨1 丁目19番15号 (03-3944-2681)	適正な狩猟の普及及び発達に関する業務を行う者であって、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習に関する事務を適正かつ確実にを行うことができると認められたため。
社団法人 日本ライフル射撃協会	昭和41 年1月	東京都渋谷区神南1 丁目1番1号 (03-3481-2390)	適正な狩猟の普及及び発達に関する業務を行う者であって、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習に関する事務を適正かつ確実にを行うことができると認められたため。
社団法人 日本クレー射撃協会	昭和41 年1月	東京都渋谷区神南1 丁目1番1号岸記念 体育会館内 (03-3481-2408)	適正な狩猟の普及及び発達に関する業務を行う者であって、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習に関する事務を適正かつ確実にを行うことができると認められたため。

社団法人 全日本指定射撃 場協会	昭和55 年11月	東京都中央区日本橋 人形町1丁目3番6 号 (03-3666-2145)	適正な狩猟の普及及び発達に關する業務を行う者であって、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに關する講習に關する事務を適正かつ確實に行うことができるものと認められたため。
財団法人 北海道獵友会	昭和41 年1月	北海道札幌市北区北 六条西6丁目2番地 (011-7470-2006)	適正な狩猟の普及及び発達に關する業務を行う者であって、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに關する講習に關する事務を適正かつ確實に行うことができるものと認められたため。
社団法人 青森県獵友会	昭和41 年1月	青森県青森市本町5 丁目5番21号 (017-773-3920)	適正な狩猟の普及及び発達に關する業務を行う者であって、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに關する講習に關する事務を適正かつ確實に行うことができるものと認められたため。
社団法人 岩手県獵友会	昭和41 年1月	岩手県盛岡市菜園1 丁目6番3号 (019-622-2358)	適正な狩猟の普及及び発達に關する業務を行う者であって、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに關する講習に關する事務を適正かつ確實に行うことができるものと認められたため。
社団法人 宮城県獵友会	昭和41 年1月	宮城県仙台市青葉区 堤通雨宮町4番17号 宮城県仙台合同庁舎 内 (022-276-2481)	適正な狩猟の普及及び発達に關する業務を行う者であって、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに關する講習に關する事務を適正かつ確實に行うことができるものと認められたため。
社団法人 秋田県獵友会	昭和41 年1月	秋田県秋田市川尻町 字大川反170番地169 (018-883-1607)	適正な狩猟の普及及び発達に關する業務を行う者であって、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに關する講習に關する事務を適正かつ確實に行うことができるものと認められたため。

社団法人 山形県猟友会	昭和41 年1月	山形県山形市あこや 町3丁目15番40号 (023-624-0382)	適正な狩猟の普及及び発達に関する業務を行う者であって、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習に関する事務を適正かつ確実に行うことができると認められたため。
社団法人 福島県猟友会	昭和41 年1月	福島県福島市渡利字 七社宮102番地の1 (024-523-0053)	適正な狩猟の普及及び発達に関する業務を行う者であって、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習に関する事務を適正かつ確実に行うことができると認められたため。
社団法人 茨城県猟友会	昭和41 年1月	茨城県笠間市石寺680 番地茨城県狩猟者研 修センター (0296-72-7730)	適正な狩猟の普及及び発達に関する業務を行う者であって、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習に関する事務を適正かつ確実に行うことができると認められたため。
社団法人 栃木県猟友会	昭和41 年1月	栃木県宇都宮市西一 の沢町8番22号栃木 県林業会館内 (028-635-6317)	適正な狩猟の普及及び発達に関する業務を行う者であって、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習に関する事務を適正かつ確実に行うことができると認められたため。
社団法人 群馬県猟友会	昭和41 年1月	群馬県前橋市大渡町 1丁目10番7号 (027-280-6226)	適正な狩猟の普及及び発達に関する業務を行う者であって、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習に関する事務を適正かつ確実に行うことができると認められたため。
社団法人 埼玉県猟友会	昭和41 年1月	埼玉県さいたま市浦 和区北浦和5丁目6 番5号 (048-824-8200)	適正な狩猟の普及及び発達に関する業務を行う者であって、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習に関する事務を適正かつ確実に行うことができると認められたため。

社団法人 東京都猟友会	昭和41 年1月	東京都千代田区神田 松永町19番3都猟会 館内 (03-3253-5466)	適正な狩猟の普及及び発達に関する業務を行う者であって、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習に関する事務を適正かつ確実に行うことができると認められたため。
社団法人 千葉県猟友会	昭和41 年1月	千葉県千葉市中央区 長洲1丁目15番7号 (043-222-6033)	適正な狩猟の普及及び発達に関する業務を行う者であって、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習に関する事務を適正かつ確実に行うことができると認められたため。
社団法人 神奈川県猟友会	昭和41 年1月	神奈川県横浜市中区 本町3丁目24番地ニ ュー本町ビル7階 (045-201-7141)	適正な狩猟の普及及び発達に関する業務を行う者であって、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習に関する事務を適正かつ確実に行うことができると認められたため。
社団法人 新潟県猟友会	昭和41 年1月	新潟県新潟市中央区 川岸町1丁目48番地 8 (025-267-2368)	適正な狩猟の普及及び発達に関する業務を行う者であって、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習に関する事務を適正かつ確実に行うことができると認められたため。
社団法人 山梨県猟友会	昭和41 年1月	山梨県甲府市丸の内 1丁目5番4号 (055-232-1869)	適正な狩猟の普及及び発達に関する業務を行う者であって、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習に関する事務を適正かつ確実に行うことができると認められたため。
社団法人 長野県猟友会	昭和41 年1月	長野県長野市大字中 御所字岡田30番地16 (026-226-4115)	適正な狩猟の普及及び発達に関する業務を行う者であって、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習に関する事務を適正かつ確実に行うことができると認められたため。

社団法人 静岡県猟友会	昭和41 年1月	静岡県静岡市葵区追 手町9番18号 (054-253-6427)	適正な狩猟の普及及び発達に関する業務を行う者であって、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習に関する事務を適正かつ確実に行うことができると認められたため。
社団法人 富山県猟友会	昭和41 年1月	富山県富山市船橋北 町4番19号 (076-441-6150)	適正な狩猟の普及及び発達に関する業務を行う者であって、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習に関する事務を適正かつ確実に行うことができると認められたため。
社団法人 石川県猟友会	昭和41 年1月	石川県金沢市広坂1 丁目9番15号 (076-264-4215)	適正な狩猟の普及及び発達に関する業務を行う者であって、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習に関する事務を適正かつ確実に行うことができると認められたため。
社団法人 福井県猟友会	昭和41 年1月	福井県福井市大手2 丁目9番10号県電気 ビル内 (0776-22-7206)	適正な狩猟の普及及び発達に関する業務を行う者であって、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習に関する事務を適正かつ確実に行うことができると認められたため。
社団法人 岐阜県猟友会	昭和41 年1月	岐阜県岐阜市下奈良 2丁目13番1号 (026-226-4115)	適正な狩猟の普及及び発達に関する業務を行う者であって、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習に関する事務を適正かつ確実に行うことができると認められたため。
社団法人 愛知県猟友会	昭和41 年1月	愛知県名古屋市東区 白壁1丁目50番地 (052-962-0828)	適正な狩猟の普及及び発達に関する業務を行う者であって、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習に関する事務を適正かつ確実に行うことができると認められたため。

社団法人 三重県猟友会	昭和41 年1月	三重県津市桜橋通1 丁目104番地 (059-228-0988)	適正な狩猟の普及及び発達に関する業務を行う者であって、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習に関する事務を適正かつ確実にを行うことができるものと認められたため。
社団法人 滋賀県猟友会	昭和41 年1月	滋賀県大津市におの 浜4丁目1番20号滋 賀県林業会館内 (077-525-7304)	適正な狩猟の普及及び発達に関する業務を行う者であって、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習に関する事務を適正かつ確実にを行うことができるものと認められたため。
社団法人 京都府猟友会	昭和41 年1月	京都府京都市中京区 西野京樋ノ口町123番 地京都府林業会館み どりの館(3階) (075-821-5225)	適正な狩猟の普及及び発達に関する業務を行う者であって、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習に関する事務を適正かつ確実にを行うことができるものと認められたため。
社団法人 大阪府猟友会	昭和41 年1月	大阪府大阪市中央区 馬場町3番35号大阪 府農林会館内 (06-6941-3113)	適正な狩猟の普及及び発達に関する業務を行う者であって、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習に関する事務を適正かつ確実にを行うことができるものと認められたため。
社団法人 兵庫県猟友会	昭和41 年1月	兵庫県神戸市中央区 中山手通7丁目28番 33号兵庫県立産業会 館内 (078-361-8127)	適正な狩猟の普及及び発達に関する業務を行う者であって、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習に関する事務を適正かつ確実にを行うことができるものと認められたため。
社団法人 奈良県猟友会	昭和41 年1月	奈良県奈良市内侍原 町6番地の1奈良県 林業会館内 (0742-26-8125)	適正な狩猟の普及及び発達に関する業務を行う者であって、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習に関する事務を適正かつ確実にを行うことができるものと認められたため。

社団法人 和歌山県猟友会	昭和41 年1月	和歌山県和歌山市湊 通り丁南4丁目18番 地 (073-436-0676)	適正な狩猟の普及及び発達に關する業務を行う者であつて、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに關する講習に關する事務を適正かつ確實に行うことができるものと認められたため。
社団法人 鳥取県猟友会	昭和41 年1月	鳥取県鳥取市湖山町 西2丁目413番地 (0857-28-0121)	適正な狩猟の普及及び発達に關する業務を行う者であつて、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに關する講習に關する事務を適正かつ確實に行うことができるものと認められたため。
社団法人 島根県猟友会	昭和41 年1月	島根県松江市母衣町 55番地 (0852-22-4129)	適正な狩猟の普及及び発達に關する業務を行う者であつて、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに關する講習に關する事務を適正かつ確實に行うことができるものと認められたため。
社団法人 岡山県猟友会	昭和41 年1月	岡山県岡山市北区蕃 山町4番5号 (086-223-3190)	適正な狩猟の普及及び発達に關する業務を行う者であつて、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに關する講習に關する事務を適正かつ確實に行うことができるものと認められたため。
社団法人 広島県猟友会	昭和41 年1月	広島県広島市中区上 八丁堀8番23号 (082-227-7890)	適正な狩猟の普及及び発達に關する業務を行う者であつて、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに關する講習に關する事務を適正かつ確實に行うことができるものと認められたため。
社団法人 山口県猟友会	昭和41 年1月	山口県山口市葵2丁 目5番69号 (083-924-3517)	適正な狩猟の普及及び発達に關する業務を行う者であつて、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに關する講習に關する事務を適正かつ確實に行うことができるものと認められたため。

社団法人 徳島県猟友会	昭和41 年1月	徳島県徳島市南仲之 町4丁目18番地 (088-623-1617)	適正な狩猟の普及及び発達に関する業務を行う者であって、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習に関する事務を適正かつ確実に行うことができると認められたため。
社団法人 香川県猟友会	昭和41 年1月	香川県高松市亀岡町 6番7号ホワイトマン ション一階北側 (087-831-6920)	適正な狩猟の普及及び発達に関する業務を行う者であって、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習に関する事務を適正かつ確実に行うことができると認められたため。
社団法人 愛媛県猟友会	昭和41 年1月	愛媛県松山市一番町 4丁目4番地2 (089-932-0325)	適正な狩猟の普及及び発達に関する業務を行う者であって、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習に関する事務を適正かつ確実に行うことができると認められたため。
社団法人 高知県猟友会	昭和41 年1月	高知県高知市小津町 4番22号 (088-823-1036)	適正な狩猟の普及及び発達に関する業務を行う者であって、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習に関する事務を適正かつ確実に行うことができると認められたため。
社団法人 福岡県猟友会	昭和41 年1月	福岡県福岡市中央区 天神3丁目10 25福 岡県森林組合連合会 ビル (092-716-6881)	適正な狩猟の普及及び発達に関する業務を行う者であって、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習に関する事務を適正かつ確実に行うことができると認められたため。
社団法人 佐賀県猟友会	昭和41 年1月	佐賀県佐賀市本庄町 大字本庄278番地4 (0952-26-6543)	適正な狩猟の普及及び発達に関する業務を行う者であって、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習に関する事務を適正かつ確実に行うことができると認められたため。

社団法人 長崎県猟友会	昭和41 年1月	長崎県長崎市樺島町 9番13号筑後屋柴田 ビル3階 (095-822-7213)	適正な狩猟の普及及び発達に関する業務を行う者であって、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習に関する事務を適正かつ確実にを行うことができるものと認められたため。
社団法人 熊本県猟友会	昭和41 年1月	熊本県熊本市新大江 2丁目18番5号 (096-371-6641)	適正な狩猟の普及及び発達に関する業務を行う者であって、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習に関する事務を適正かつ確実にを行うことができるものと認められたため。
社団法人 大分県猟友会	昭和41 年1月	大分県大分市顕徳町 2丁目6番13号 (097-532-4543)	適正な狩猟の普及及び発達に関する業務を行う者であって、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習に関する事務を適正かつ確実にを行うことができるものと認められたため。
社団法人 宮崎県猟友会	昭和41 年1月	宮崎県宮崎市橘通東 1丁目11番1号 (0985-24-6603)	適正な狩猟の普及及び発達に関する業務を行う者であって、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習に関する事務を適正かつ確実にを行うことができるものと認められたため。
社団法人 鹿児島県猟友会	昭和41 年1月	鹿児島県鹿児島市山 下町9番15号 (099-222-9449)	適正な狩猟の普及及び発達に関する業務を行う者であって、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習に関する事務を適正かつ確実にを行うことができるものと認められたため。
社団法人 沖縄県猟友会	昭和41 年1月	沖縄県那覇市泉崎1 丁目2番2号 (098-869-0305)	適正な狩猟の普及及び発達に関する業務を行う者であって、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習に関する事務を適正かつ確実にを行うことができるものと認められたため。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答
特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
初心者講習：6,800円 経験者講習：3,000円	人件費、 物件費そ の他の経 費から算 出

上記の金額は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)に規定する手数料の標準である。

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果(平成21年度)

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則を制定し、指定の基準の詳細な事項に関する規定を整備した。

その他改善すべき事項は特になし。

7. 政策評価

平成23年度末までに実施予定